二三〇六　返納を命じた旅券を無効とする件　二七　四
二三〇八　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　三〇　三
二二三　物価連動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件の一部を改正する件　三　一　201
二二二四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　205　一
二二三四　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　205　八
二二三五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　206　三六
二二四〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　206　三八
二二三九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　206　三九

**○財務省**

二二四三　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　一四　五
二二四四　公職選挙法第九十四条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二四　四
二二四五　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　四
二二四六　各都道府県共同募金会が令和三年十月一日から令和四年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三〇　四
一六　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二一　三

**○財務省、農林水産省**

二七　印紙税法施行令第七条第三項の規定に基づき計器を指定する件　一〇　206　四一

**○国　税　庁**

一五三　大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　一　199　四一
一五四　令和四年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示　一　199　四一
一五五　登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示　一　199　四一
一五六　令和三年文部科学省告示第百四十七号をもって指定した対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域について、指定を解除した旨を告示する件　二　三
一五七　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一五　209　一六
一五八　文化財を史跡に指定する件　一七　一
一五九　学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示　二七　218　七三
一六〇　大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示　二七　218　七一
一六一　有形文化財を重要文化財に指定する件　三〇　221　三〇一
一六二　重要文化財を国宝に指定する件　三〇　221　三〇一

**○文部科学省**

一六三　無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件　三〇　221　三〇二

**○文　化　庁**

六一　著作権法第六十三条第五項に規定する文化庁長官が定める情報及び方法を定める件　一七　二

**○厚生労働省**

三一八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　三　六
三一九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　三　六
三三〇　食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件　八　四
三三一　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を設置した件　八　五
三三二　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件　八　五
三三三　食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件　八　五
三三四　蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件　一四　五
三三五　労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針の一部を改正する件　一四　八